

議案第162号

川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年11月29日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例

川崎市工業用水道条例（昭和31年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、水道料金について、消費税率及び地方消費税率の引上相当分の改定を行うため、この条例を制定するものである。